

第12次鳥獣保護管理事業計画及び 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

今般、石川県環境審議会の答申を受け、平成29年度から33年度までの5年間に石川県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する「第12次鳥獣保護管理事業計画」並びに、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカの適切な管理のための「第2期石川県イノシシ管理計画」、「第2期石川県ニホンザル管理計画」及び「第1期石川県ニホンジカ管理計画（変更）」を策定等しました（10月2日（月）県公報掲載）。

なお、当計画は、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所企画調整室において、縦覧するとともに、県ホームページに掲載します。

1 第12次鳥獣保護管理事業計画

（1）概要

別紙1のとおり

（2）計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/keikaku/keikaku.html>

2 第2期石川県イノシシ管理計画

（1）概要

別紙2のとおり

（2）計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

3 第2期石川県ニホンザル管理計画

（1）概要

別紙3のとおり

（2）計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

4 第1期石川県ニホンジカ管理計画（変更）

（1）概要

別紙4のとおり

（2）計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の概要

＜趣旨＞

現行の第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画期間が終了するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即し、同法第 4 条の規定に基づき、鳥獣保護管理事業の実施に関する第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

第一 計画の期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 既指定区域の期間更新：2 箇所 2, 0 2 0 ha (期間：1 0 年)

(2) 既指定区域の解除：△ 5 箇所 △ 8, 7 5 7 ha

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行

	第 11 次終了時	第 12 次計画期間中の増減		第 12 次終了時
		期間更新	解 除	
箇所数	4 7 箇所	2 箇所	△ 5 箇所	4 2 箇所
面積	2 8, 9 1 5 ha	2, 0 2 0 ha	△ 8, 7 5 7 ha	2 0, 1 5 8 ha

2 特別保護地区の指定

変更なし

	第 11 次終了時	第 12 次終了時	増減
箇所数	7 箇所	7 箇所	0
面積	4 4 6 ha	4 4 6 ha	0

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定

既設鳥獣保護区のうち、イノシシ又はニホンジカの農林業被害が発生している鳥獣保護区の指定を一時的に解除し、イノシシとニホンジカのみ狩猟が可能な区域に設定し、鳥獣の保護と捕獲の促進・被害軽減の両立を図る。

新規：5 箇所 8, 7 5 7 ha (期間：5 年)

4 休猟区の指定

新規：5 箇所 1 0, 4 2 5 ha (期間：3 年)

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

トキ及びライチョウの飼育・繁殖に取り組むほか、引き続きキジの放鳥を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

農林業者が自らの事業地内において、農林業被害の防止の目的で小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の小型の鳥獣を捕獲する場合等、狩猟免許を有さない者に対する捕獲許可の拡大等。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定

既指定区域の再指定：30箇所 12, 362ha

	第11次終了時	第12次計画期間中の増減		第12次終了時
		再指定	解除	
箇所数	67箇所	30箇所	△1箇所	66箇所
面積	23, 592ha	12, 362ha	△150ha	23, 442ha

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

特に保護すべき鳥獣がある場合、保護計画を作成できる。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ各管理計画の作成について記載。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

ガンカモ科鳥類等の生息状況調査や鳥獣保護区等の指定効果調査を実施し、効果的な保護対策に資するものとする。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政に携わる職員や鳥獣保護管理員を育成するため、研修等の実施により専門的知識の向上を図り、保護管理の体制の充実に努める。

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 感染症等への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

2 普及啓発

愛鳥週間行事や愛鳥モデル校の指定等を通じ、自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。

第 2 期石川県イノシシ管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

イノシシは、平成 6 年頃から捕獲数が増え始めるとともに、県南部から拡大していた分布及び農作物被害が県内全域に拡大しており、近年、農作物被害も高い水準で推移している。そのため、引き続きイノシシを管理すべき鳥獣とし、計画的な捕獲を促進するとともに、被害防止対策など総合的な対策を実施し、個体数の削減と、農作物被害の軽減を図ることを目的とする。

2 鳥獣の種類 イノシシ

3 計画期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

4 管理の地域 全県

5 管理の指針

(1) 管理の目標

捕獲の一層の促進と被害防止対策の徹底等により、個体数及び農作物被害額を削減させる。

- ・毎年度、増加数を上回る 9,000 頭の捕獲を進め、平成 33 年度の個体数を平成 28 年度末の個体数約 19,000 頭の 8 割の約 15,000 頭以下とする
- ・平成 33 年度の農作物被害額を平成 28 年度の約 81 百万円の 8 割の約 65 百万円以下とする

(2) 目標達成のための施策の基本的考え方

- ① 狩猟による捕獲と有害捕獲での積極的な捕獲を推進
- ② 防護柵の設置など、農作物の被害防止対策の徹底
- ③ 耕作放棄地の解消及び緩衝帯整備に努め、分布拡大の抑制のため生息環境整備を推進
- ④ イノシシの利活用の推進

(3) 目標達成のための主な施策

① 個体数の調整

ア 猟期の延長

延長期間：11 月 1 日から 11 月 14 日及び 2 月 16 日から 3 月末日

このうち、㉞及び㉟：箱わな猟及び止めさしのための銃猟に限る

㉠：銃猟及びわな猟

㉞	通常	㉠	㉟
11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	2/16～2/末	3/1～3/31

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行

イノシシの生息数増加による農作物被害が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する。

エ 有害捕獲の促進

有害捕獲方法に「くくりわな」追加、一斉捕獲やメス捕獲など効果的捕獲を促進する。

② 被害防止対策

農作物被害が増加している地域への防護柵と箱わな等の設置を推進するほか、モデル集落への対策チームによる指導の実施や集落点検のサポート体制を強化する。

6 その他

効果測定、経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時計画の見直しを行う。

狩猟管理・被害防止対策の実施 → モニタリング調査 → 効果測定・検討評価
→ 狩猟管理・被害防止対策の実施

第 2 期石川県ニホンザル管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

昭和 50 年代後半から主に白山麓で農作物被害が多発し、その被害対策が要請されている。サルによる農作物被害や生活環境被害等の防止、地域個体群の安定的維持のため、サルと人との適切な関係の構築を推進することを目的とする。

2 鳥獣の種類 ニホンザル

3 計画期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

4 管理の地域 小松市、白山市、金沢市

5 管理の目標

ニホンザルによる農作物被害や生活環境被害等の軽減・解消、地域個体群の安定的維持の観点から、加害群の状況に応じた加害個体や群れの捕獲を進めるとともに、効果的な被害防除対策の徹底を図り、加害群を半減させ、人とサルとの適切な関係を構築すること

※加害群とは、群れ区分のうち、調整群 B 及び排除群とする。

6 目標を達成するための施策

(1) 群れ毎に、加害レベルに応じた管理を行う。

・保全群(14群605頭)

人との関わりのない良好な群れ ⇒ 保護

・調整群 A(7群285頭)

季節移動し、限られた期間に被害を与える群れ ⇒ 追い払い

・調整群 B(11群600頭)

集落近くに定着し、長期に被害を与える群れ ⇒ 加害個体等の捕獲

・排除群

通年、田畑や集落に出没し、被害を与える群れ ⇒ 群れの捕獲

(2) 被害防除対策、生息環境管理の徹底。

〔 保護地域：現行鳥獣保護区を準用。野生生物生息地として厳正に保護
緩衝地域：このうち農地集落地に近い部分は里山林等の整備により被害等を抑制
排除地域：集落地及びその周辺農地。野生動物を排除し、円滑な人間活動を確保 〕

7 その他

(1) モニタリング（効果判定）調査とフィードバックによる計画の見直し

効果測定、経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、計画の見直しを行う。

ア 調査内容 個体群動態調査：個体数、分布域、繁殖状況、栄養状態

被害調査：被害の種類、量、季節

イ フィードバック方式による計画の見直し

個体数調整（防除）実施→モニタリング調査→調査結果検討評価

→計画の見直し→計画策定→次期計画実施

(2) 普及啓発・研修

対象動物の実態と計画の必要性を広く普及啓発するとともに、計画の円滑な実施と計画遂行に必要な技能の向上を図るための研修を実施する。

1 計画策定の背景及び目的

近年、隣県において、ニホンジカの生息数が増加し、生息域が拡大・北上している。このことが本県にも波及し、本県での生息数の増加及び生息域の拡大と、それに伴う農林業や生態系への被害が懸念されることから、本県の豊かな生物多様性を保全するため、ニホンジカの個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的・計画的に実施することにより、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

2 鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 平成27年5月29日～平成30年3月31日（変更：平成29年10月1日）

4 管理の地域 全県

5 管理の目標

強力な捕獲圧をかけ、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

6 個体数の調整に関する事項

(1) 猟期

狩猟期間を11月1日から3月31日までとする。

ただし、

㊦及び㊧（11月1日から11月14日及び3月1日から3月末日）

：箱わな猟及び止めさしのための銃猟に限る

㊨（2月16日から2月末日）：銃猟及びわな猟

㊦ 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	㊨ 2/16～2/末	㊧ 3/1～3/31
-----------------	-----------------------	---------------	---------------

(2) 特例休猟区の設置 地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

(3) 個体数調整捕獲等の実施 計画的・効率的な捕獲を実施する。

(4) 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行

ニホンジカの生息数増加による農作物被害等が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する

7 被害防除対策に関する事項

(1) 農林業被害対策

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止対策を推進する。

情報収集、体制づくり、環境整備、侵入防止対策、造林地の食害防止対策等に取り組む。

(2) 森林生態系被害対策

白山国立公園については、環境省や関係県等とも連携し、防護柵の設置等の被害対策を検討する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

野生動植物の生物多様性に配慮した森林管理、新規植栽地や伐採地における侵入防止柵の設置、里山の利用保全の推進等に取り組む。

9 生息状況等の調査研究及び計画の実施体制

生息状況や被害状況などについてモニタリングを実施し、専門家からなる検討会で評価・検討を行うとともに、県、市町、猟友会、農林業者等でワーキンググループを開催し、適切な対策を検討する。

10 その他管理のために必要な事項

狩猟者の確保・育成及び新たな捕獲手法の検討を行うとともに、狩猟者の捕獲意欲を向上し、捕獲の促進を図るため、安心安全なシカ肉の普及を図る。